

第14回 総会議事録

1 開催の日時 令和3年8月30日(月)午後2時00分～午後2時50分

2 開催の場所 島根県民会館 3階 303会議室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第82号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第83号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第85号 非農地確認について

議 第86号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第87号 共有者不明農用地等について

議 第88号 松江市農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第25号 会長専決処分の報告

報告第26号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(15名) 欠席委員(4名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (欠)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (欠)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 一郎 (出)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (欠)	11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (出)
13番 吉岡 雅裕 (欠)	14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)
16番 矢野 秀行 (出)	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	野津 慎一	農地係主任主事	山田 真之
農地係主幹	森田 稔		
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それではただ今から第14回松江市農業委員会総会を開会します。最初に出席委員数を確認します。本日の欠席届は2番委員、6番委員、10番委員、13番委員から提出されています。委員定数19名のうち、15名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。9番委員、11番委員にお願いします。続いて書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事にお願いします。

それでは、議事にはいります。議第81号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議第81号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は5件8筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それでは25番の案件についてご説明いたします。申請は、西尾町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて26番の案件についてご説明いたします。申請は、馬潟町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住につき、耕作ができないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡人からの要望によるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、バインダー等の農業用機械を所有されています。取得後は水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて27番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町須田の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利のためです。受け人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、もみすり機、管理機等の農業用機械を所有されています。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて28番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町西岩坂の畑4筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、経営規模の縮小を図るためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、管理機、運搬車等の農業用機械を所有されています。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に29番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町白石の現況畑の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。受け人の世帯は、トラクター、コンバイン、パワーショベル、乾燥機等の農業用機械を所有されています。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないもの

事務局 局長 と認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。

事務局 14番委員長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局 14番委員長 事務局の説明のとおり、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。

事務局 14番委員長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

事務局 14番委員長 (なしの声)

事務局 14番委員長 ないようでございますので、採決いたします。議第81号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

事務局 14番委員長 (異議なしの声)

事務局 14番委員長 ご異議なしということですので、議第81号は原案のとおり許可することに決めます。

事務局 14番委員長 次に議第82号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 14番委員長 議第82号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案と併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。

事務局 14番委員長 それでは4条11番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は●●●●の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、●●●●●●です。転用面積は168.00㎡、所要面積も同様の168.00㎡です。事業計画ですが、約30年前から●●●●●●の一部が農地のまま使用されていたものであり、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

事務局 14番委員長 以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

事務局 14番委員長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局 14番委員長 現地調査の結果、事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

事務局 14番委員長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

事務局 14番委員長 (なしの声)

事務局 14番委員長 ないようでございますので、採決いたします。議第82号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第82号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

事務局 14番委員長 (異議なしの声)

事務局 14番委員長 ご異議なしということですので、議第82号は、原案のとおり許可することに決めます。

事務局 14番委員長 次に議第83号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。なお、番号1番は、議第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号43番と関連する案件でございます。よって、議第84号の番号43番と併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

事務局 14番委員長 (異議なしの声)

事務局 14番委員長 ご異議なしということですので、番号1番と議第84号の番号43番を併せて審議します。事務局はそうように説明をお願いします。

事 務 局	<p> それでは議第83号、農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてと、議第84号、農地法第5条許可申請の番号43番についてご説明いたします。議案の7ページと併せて農地法第4条、5条説明資料の5条の43番のページをご覧ください。 </p> <p> 初めに事業計画変更1番についてご説明いたします。本案件は、平成6年3月24日付で倉庫敷地の目的で、5条許可を得て所有権移転まで完了していましたが、倉庫建設の必要がなくなったことにより、転用目的が未達成で現在に至っております。今般、事業承継者がこの土地を購入して駐車場にしたいとのことで、事業計画変更が提出されたものです。 </p> <p> 次に5条43番についてご説明いたします。議案の9ページをご覧ください。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は美保関町北浦の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は450.00㎡、所要面積も同様の450.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 </p> <p> 以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。 </p>
議 長 1 4 番 委 員 議 長	<p> それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 </p> <p> 事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。 </p> <p> これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 </p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議 長	<p> ないようでございますので、採決いたします。議第83号と、議第84号の番号43番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第83号は、原案のとおり承認することとし、議第84号の番号43番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 </p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p> ご異議なしということですので、議第83号は原案のとおり承認することに、議第84号の番号43番は、原案のとおり許可することに決めます。 </p> <p> 次に議第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号43番を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。 </p>
事 務 局	<p> それでは、5条の44番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は住宅建築です。転用面積は353.00㎡、所要面積も同じく353.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、譲受人の居宅を新築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。 </p> <p> つづいて5条の45番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の2筆です。 </p>

事務局 都市計画区域区分は都市計画域内の用途地域です。農地区分は、用途地域のため3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は545.00㎡、所要面積も545.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、住宅及びガレージを建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

14番委員 いずれの案件についても、事務局から説明のあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

議長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第84号のうち、番号43番を除いた案件は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第84号のうち、番号43番を除いた案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第84号のうち、番号43番を除いた案件については、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第85号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第85号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は3件6筆です。

それでは11番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西生馬町の市街化調整区域、農用地区域外の田2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道御津東生馬線から市道高田尾峠線に入り、西に約100メートル進んだ地点の北側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、8月17日に申請者代理人の立ち合いの下、生馬地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成元年頃から耕作放棄されてきました。また、令和2年7月の大雨により当該地北側の山林が崩れ、当該地を含む付近一帯に土砂が流れ込んだうえ、地滑りを起こしたような状態になっており、周囲の山林化と併せて、今後農地としての再生は困難な状況です。

つづいて12番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、福原町の市街化調整区域、農用地区域外の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道福原虫野神社線から市道北山線に入り、西に道なりに170メートル進んだ地点の南側20メートルの地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、8月19日に申請者代理人の立会いの下、持田地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、時期は不詳ですが耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

最後に13番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、上本庄町の市街化調整区域、農用地区域外の田1筆と畑1筆の計2筆で、申請者はご覧のとおりです。

事 務 局	土地の状況についてご説明いたします。申請地は、市道山崎川部中央線から市道山崎3号線に入り、20メートル進んだ地点の東側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、8月17日に申請者の立会いの下、本庄地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、時期は不詳ですが耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。
議 長	以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決します。議第85号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第85号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第86号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは議第86号「松江市農用地利用集積計画の決定について」所1についてご説明をいたします。所1は、古江地区、田2筆の売買による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により管理ができないためとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。
	つづいて所2についてご説明いたします。所2は本庄地区、田1筆の売買による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により管理ができないためとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。
	つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は持田地区の新規案件です。利2は大庭地区の更新案件です。利3、4、5は八東地区の案件で、利5は新規案件です。
	以上、今回の所有権移転の地目別面積は、田7,593㎡となります。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田2,437㎡、畑6,748㎡、合計面積9,185㎡となります。
	つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。転1は東出雲干拓、新規案件です。
	以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、畑22,370㎡となります。以上ご審議のほど、お願ひいたします。
議 長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第86号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第86号は、原案のとおり決定することに決し

議	長	<p>ます。次に議第87号「共有者不明農用地等について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>局</p> <p>それでは、議題87号「共有者不明農用地等について」を説明いたします。申出地は、美保関地区の田1筆です。この農地について、事実上の管理者から松江市に対して、当該農用地について貸付けしたい旨の申し出がありました。当該農地の登記名義人は既に死亡しており、ほ場整備事業完了にあわせて相続登記をすすめていましたが、すべての共有者からの同意を得ることが出来ず、中間管理権取得が滞っている状況にありました。そこで、共有者の申し出に基づき、農地中間管理権取得に係る要件を確認したところ、適正であると判断したので、農業経営基盤強化促進法第21条の2の規定に基づき、松江市で農用地利用集積計画案の作成を行うことについて、公益財団法人しまね農業振興公社に協議したところ、異議なしとの回答を受けました。これを受け、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画を定めるために、同法第21の2の規定に基づき、松江市から農業委員会に対し、共有者不明農用地について不確知共有者の探索が要請されました。その後、松江市からの要請を受け、農業経営基盤強化促進法第21条の2第2項による探索を農業委員会で行いましたが、当該農用地に関する過半数以上の共有持分を有する者を確知できませんでした。本案件は、こういった経緯から、過半数以上の共有者を確知できない旨を告示するものです。告示は、市の掲示板に掲載するとともに、市のホームページにも掲載します。これらの農地の所有者等は、告示の日から起算して6ヶ月以内に申し出書及びその農地についての権限を証する書面を農業委員会事務局に提出していただきます。申し出された場合は、申し出られた農地の所有者等に改めて利用意向調査を実施することで農地の利用意向があった場合、当該農地の活用が可能になります。また、不確知共有者が、この告示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、農業経営基盤強化促進法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなすものです。以上、ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第87号は原案のとおり告示することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第87号は原案のとおり告示することに決めます。次に、議第88号「松江市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>局</p> <p>それでは、議案21ページをご覧ください。先月の全員協議会においてご説明させて頂いたとおり、募集期間に応募がありました1名を載せているものです。担当区域は宍道となります。氏名、年齢、経歴、農業経営の状況、本人の抱負については記載のとおりでございます。内容を確認のうえ、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、選考委員会からの報告をお願いします。</p>
9	番	<p>委員</p> <p>今月23日に市役所第四別館3階教育委員会室において、選考委員会を開催し、応募があった1名の候補者について、5名の選考委員で審査をいたしました。</p>

9 番 委 員 | この結果、全選考委員が適任性、信頼性、期待性のいずれも認められると判断し、
議 長 | この候補者を選考決定といたしましたことを、ご報告申し上げます。
議 長 | 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と選考委員
議 長 | 長報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
議 長 | (なしの声)
議 長 | ないようでございますので、採決いたします。議第 8 8 号は原案の推進委員候補者
議 長 | に委嘱することにご異議ありませんか。
議 長 | (異議なしの声)
議 長 | ご異議なしということですので、議第 8 8 号は原案の推進委員候補者に委嘱するこ
議 長 | とに決定いたします。
議 長 | 次に、報告に入ります。報告第 2 5 号「会長専決処分の報告」報告第 2 6 号「事務
議 長 | 局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
議 長 | (報告)
議 長 | 報告が終わりましたが、これは報告ですので、これまでとします。
議 長 | 以上で議事を終了しましたので、第 1 4 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。